

鈴鹿市教育委員会訓令第 1 号

教 育 委 員 会 事 務 局

小 中 学 校

学校以外の教育機関

鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 1 日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市教育長所管事務決裁規程（平成 1 0 年鈴鹿市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第 3 条関係）				別表（第 3 条関係）			
課 等	事項	決裁 権者	合 議	課 等	事項	決裁 権者	合 議
教 育 総 務 課	(1) ～ (12) 略	略		教 育 総 務 課	(1) ～ (12) 略	略	
	(13) ～ (20) 略	略		教 育 総 務 課	(13) 職員の人件費の支 出負担行為	課長	
教 育 総 務 課				教 育 総 務 課	(14) ～ (21) 略	略	
				教 育 総 務 課	(22) 学校給食費等の額 の決定	課長	
				教 育 総 務 課	(23) 学校給食費等の減 免の決定	課長	
				教 育 総 務 課	(24) 学校給食費等の徴 収	課長	
				教 育 総 務 課	(25) 学校給食費等の督	課長	

教 育 政 策 課	(1)・(2) 略	略	
	(3) 校長又は教育機関 の長からの申出による 教育施設（子ども政策 部が補助執行するもの を除く。以下同じ。） の軽微な改修等の承認	課長	
	(4) 略	略	
	(5) 教育財産（子ども 政策部が補助執行する ものを除く。）の調査	課長	
学 校 教 育 課	(1)～(3) 略	略	
	(4) <u>就学援助の認定</u>	課長	
	(5) 特別支援教育就学 奨励費の <u>認定</u>	課長	
	(6)・(7) 略	略	
	(8) 日本スポーツ振興 センターに関する <u>事務</u>	課長	
	(9)～(20) 略	略	
教 育	(1)～(22) 略	略	略

	<u>促状の発送</u>		
	(26) <u>学校給食費等の納 付催告</u>	課長	
教 育 政 策 課	(1)・(2) 略	略	
	(3) 校長又は教育機関 の長からの申出による 教育施設（ <u>地域振興部 、文化スポーツ部及び</u> 子ども政策部が補助執 行するものを除く。以 下同じ。）の軽微な改 修等の承認	課長	
	(4) 略	略	
	(5) 教育財産（ <u>地域振 興部、文化スポーツ部 及び子ども政策部が補 助執行するものを除く 。</u> ）の調査	課長	
学 校 教 育 課	(1)～(3) 略	略	
	(4) <u>就学援助費の交付</u>	課長	
	(5) 特別支援教育就学 奨励費の <u>交付</u>	課長	
	(6)・(7) 略	略	
	(8) 日本スポーツ振興 センターの <u>医療費の支 払</u>	課長	
	(9)～(20) 略	略	
教 育	(1)～(22) 略 (23) <u>部活動費補助等の</u>	略 課長	略

指導課				指導課	<u>交付</u>		
	(23)～(33) 略	略	略		(24)～(34) 略	略	略
	略				略		
	(1)～(5) 略	略			(1)～(5) 略	略	
学校				学校	(6) 1件10万円未満の 支出負担行為	校長	
	(6)～(8) 略	略	略		(7)～(9) 略	略	略

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。